

一般細菌・薬剤

項目コード	検査項目	検査材料	容器	保存(安定性)	所要日数	実施料判断料	検査方法	提出条件	備考	
0601	顕微鏡検査 (一般細菌塗抹)	培養・同定に準ずる			1~2	61① 微生物	グラム染色 KOH法(皮膚等)			
0603	口腔、気道又は 呼吸器からの 検体	喀痰 6B010-6001-061-742	40	冷蔵	3~4	160 微生物			常在菌の薬剤感受性は実施していません	
0604		咽頭 6B010-6001-064-742	30							
0605		口腔 6B010-6001-099-742	30							
0606		鼻汁 6B010-6001-063-742	30							
0611		鼻腔 6B010-6001-099-742	30							
0637		気管支洗浄液 6B010-6001-091-742	2							
0630		気道 6B010-6001-069-742	30							
0607	消化管からの 検体	便 6B010-6002-015-742	10	冷蔵		180 微生物		1. 喀痰の採取は、うがいで口腔内を清潔にして採取して下さい。		
0608		胆汁 6B010-6002-054-742	2							
0609		胃液 6B010-6002-052-742	2							
0610		吐物 6B010-6002-090-742	2							
0617	血液又は 穿刺液	血液 6B010-6004-019-742	28	冷蔵	7~10	210④ 微生物		2. 喀痰・糞便・尿は専用の容器に入れて提出して下さい。	カルチャーボトル又は目的菌が髄膜炎菌、淋菌の場合は室温保存	
0633		動脈血 6B010-6004-020-742	28							室温
0618		髄液 6B010-6004-041-742	2							
0619		腹水 6B010-6004-043-742	2							
0620		関節液 6B010-6004-044-742	2							
0621		胸水 6B010-6004-042-742	2							
0632	穿刺液 6B010-6004-040-742	2								
0613	泌尿器又は 生殖器からの 検体	尿 6B010-6003-001-742	2	冷蔵又は室温	3~4	170 微生物	分離培地・増菌培地・目的菌に応じた選択分離培地及び確認培地を使用	3. 血液は、カルチャーボトルに入れて提出して下さい。	目的菌が、淋菌の場合は室温保存	
0614		腔分泌物 6B010-6003-067-742	30							
0628		頸管分泌物 6B010-6003-058-742	30							
0616		尿道膿 6B010-6003-086-742	2・30							
0631	その他の部位 からの検体	精液 6B010-6003-060-742	2	冷蔵	3~5	160 微生物		5. 嫌気培養の検査材料は、採取後直ちに嫌気用保存培地又は嫌気ポーターに入れて提出して下さい。		
0625		眼脂 6B010-6005-066-742	30							
0626		膿 6B010-6005-086-742	2・30							
0615		褥瘡 6B010-6005-099-742	2・30							
0629		菌株 6B010-6005-080-742	30							
0622		耳漏 6B010-6005-065-742	30							
0623		皮膚 6B010-6005-099-742	2							
0624		爪 6B010-6005-078-742	2							
0602	上記以外の材料 6B010-6005-099-742									
0642	簡易培養 6B010-0000-099-742	培養・同定に準ずる		冷蔵	3~7	60② 微生物		7. ホルマリン入りの検体不可	同定培養と合わせて行った場合は算定不可	
0646	細菌定量 6B205-0000-099-742	培養・同定に準ずる		冷蔵	3~10				定量培養のみの依頼は簡易培養で算定	
0643	嫌気性培養 6B010-0000-099-743	培養・同定に準ずる	29	冷蔵	7~14	115③ (加算) 微生物			同定培養と合わせて行った場合115点加算	
0647	保菌培養(便培養) 6B010-6002-015-742	便	10	冷蔵	3~4	180 微生物		※26		
0644	薬剤感受性 1菌種 2菌種 3菌種 6C010-0000-099-762	培養・同定に準ずる			3~5	170 220 280 微生物	平板ディスク 1濃度法 Kirby-Bauer法 微量液体希釈法		薬剤名は P12参照	
0645										
0648										

① 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査

- 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査は、尿、糞便、喀痰、穿刺液、胃液、十二指腸液、胆汁、膿、眼分泌物、鼻腔液、咽喉液、口腔液、その他の滲出物等について細菌、原虫等の検査を行った場合に該当する。
- 染色の有無及び方法の如何にかかわらず、また、これら各種の方法を2以上用いた場合であっても、1回として算定する。
- 当該検査と区分番号「D002」の尿沈渣(鏡検法)又は区分番号「D002-2」の尿沈渣(フローサイトメトリー法)を同一日に併せて算定する場合は、当該検査に用いた検体の種類を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 簡易培養検査は、Dip-Slide法、簡易培地等を用いて簡単な培養を行うものである。ウオトレース、ウリグロックスペーパー等の尿中細菌検査用試験紙による検査は、区別番号「D000」尿中一般物質定性半定量検査に含まれるものであり、別に算定できない。同一検体を用いて「D018」細菌培養同定検査1~5と併せて行った場合は、算定できない。
- 嫌気性培養のみを行った場合は、「D018」細菌培養同定検査-1~6までの所定点数のみ算定し、加算は算定できない。
- 血液を2ヶ所以上から採取した場合に限り、2回算定できる。

